

(たたき台)

予算・決算審査特別委員会審議方法（案）

1. 議事の流れ

【予算審査特別委員会（2月定例会）】

初日議運 ⇒ 初日本会議 ⇒ 2日目議運 ⇒ 予算理事予定者会
(予算議案提案理由説明)

大綱質疑本会議3日間 ⇒ 予算委員会 ⇒ 常任委員会3日間 ⇒
(質疑・予算委員会設置・委員会付託) (正副委員長互選)

予算分科会3日間 ⇒ 予算理事会 ⇒ 予算委員会1日間(全体会議) ⇒
(質疑) (総括質疑・(委員間討議)・討論・採決)

最終議運 ⇒ 最終本会議
(予算委員長報告・討論・採決)

【決算審査特別委員会（8月定例会～閉会中の継続審査）】

8月下旬 9月
8月定例会初日議運 ⇒ 8月定例会初日本会議 ⇒ 2日目議運 ⇒
(決算議案提案理由説明)

決算理事予定者会 ⇒ 大綱質疑本会議3日間 ⇒ 決算委員会 ⇒
(質疑・決算委員会設置・委員会付託) (正副委員長互選)

9月下旬
最終議運 ⇒ (決算理事会) ⇒ 8月定例会最終本会議 ⇒
(閉会中の継続審査)

10月中旬 10月下旬
決算分科会3日間 ⇒ 決算理事会 ⇒ 決算委員会1日間(全体会議) ⇒
(質疑) (総括質疑・(委員間討議)・討論・採決)

11月下旬
11月定例会初日議運 ⇒ ⇒ 11月定例会初日本会議
(決算委員長報告・討論・採決)

2. 運営方法

○理事会（変更なし）

- ・理事会を設置し、審査に関する申し合わせ、正副委員長の内定、議事進行に関する事項を協議する。
- ・理事は、各会派の議会運営委員会委員の中から1人を選出する。
- ・非交渉会派の理事は、議会運営委員会委員とする。

○分科会の所管事項

名称	委員数	会長	委員	所管事項	開催場所
		副会長			
第1分科会	24人	〇〇委員長	総務財政委員会、 市民人権委員会、 建設委員会の委員 が就任	総務財政委員会、 市民人権委員会、 建設委員会が所管 する予算・決算	第1・2 委員会室
		〇〇委員長			
第2分科会	24人	〇〇委員長	健康福祉委員会、 産業環境委員会、 文教委員会の委員 が就任	健康福祉委員会、 産業環境委員会、 文教委員会が所管 する予算・決算	第3・4 委員会室
		〇〇委員長			

○分科会の運営方法

- ・分科会は、常任委員会の所管事項を1日の単位とする。
- ・常任委員会の開催順に所管事項単位で3日間、連続して開催する。

	第1分科会	第2分科会
1日目	市民人権委員会所管事項	産業環境委員会所管事項
2日目	建設委員会所管事項	文教委員会所管事項
3日目	総務財政委員会所管事項	健康福祉委員会所管事項

※歳入及び地方債は総務財政委員会所管事項に含む

- ・委員の発言の申し出は、各分科会の3日前（休日を除く）の午後5時までに申し出を行うよう努力する。
- ・分科会外委員の発言の申し出は認めない扱いとする。
- ・（質疑の順序は、理事予定者会で協議の上、決定する。）

○全体会議の運営方法

- ・全体会議は1日間とする。
- ・全体会議で分科会報告書を配布する。分科会報告は、主な質疑事項を内容とし、文書で配布する。文案は分科会会長に一任する。
- ・総括質疑・(委員間討議)・討論・採決の後、本市の出資に係る法人の予算・決算に関する質疑を行う。
- ・総括質疑における発言は、理事会において発言者名を通告し、理事会開催日の午後5時までに質疑事項を通告する。
- ・総括質疑の順序は、理事会で協議の上、決定する。
- ・討論は通告制とし、その順序は、「くじ」により決定する。

○出席理事者（議事説明員）

	①市長等特別職 (教育委員を除く)	①を除く課長級以上
正副委員長互選	出席不要	出席不要
分科会	副市長等特別職の出席は、分科会委員が特に求めた場合に限る。なお、出席要請が重複した場合は、委員長が調整する	所管事項に属する理事者
総括質疑・ 本市の出資に係る法人 の予算・決算の質疑	出席	財政当局 通告内容に応じた理事者
討論、採決	出席	出席不要

○委員の質疑・討論持ち時間

【案①】

- ・ 質疑の持ち時間は、答弁時間を含めて算出
- ・ 会議は、午後5時頃の終了を目安に算出

	持ち時間	運 営	参考（算出式等）
分科会 （3日間）	分科会3日間で 1人40分以内とする	答弁時間を含む	$330 \text{ 分} \times 3 \text{ 日} \div 24 \text{ 人} = 41 \text{ 分}$
総括質疑 （1日）	各会派等の持ち時間は、「7分×会派等構成議員数」以内とする	答弁時間を含む 会派においては、代表して1人が行う	$330 \text{ 分} \div 48 \text{ 人} = 6.8 \text{ 分}$
本市の出資に係る法人の予算・決算	総括質疑の持ち時間を含む	答弁時間を含む 会派においては、代表して1人が行う	—
討論	1人20分以内	会派においては、代表して1人が行う	本会議は20分のため

※1日の会議時間（午前10時～午後5時）は330分

【案②】

- ・ 質疑の持ち時間は、答弁時間を含まない
- ・ 持ち時間は全て会派等单位とする

	持ち時間	運 営	参考（計算式）
分科会	各会派等の持ち時間は、各分科会の審議日（1日）ごとに、「7分×分科会会派等構成議員数」以内とする	答弁時間を含まない	330 分÷2÷24 人 =6.8 分 （答弁時間を含めないため 330 分を 2 で除する）
総括質疑（1日）	各会派等の持ち時間は、「7分+3分×会派等構成議員数」以内とする	答弁時間を含まない 会派においては、代表して1人が行う	【各委員の基礎数】330 分÷2÷48 人=3.4 分
本市の出資に係る法人の予算・決算	総括質疑の持ち時間を含む	答弁時間を含まない 会派においては、代表して1人が行う	—
討論	1人20分以内	会派においては、代表して1人が行う	本会議は 20 分のため

※ 1日の会議時間（午前10時～午後5時）は330分

○委員長報告（変更なし）

- ・ 議決結果のみ報告する。
- ・ 委員会における討論の内容は文書で、議場において、議員、理事者、傍聴者へ配布する。
- ・ 会議録に記載する。